

補助第 83 号線（十条Ⅲ期）用地説明会

開催状況報告

◆説明会概要

「補助第 83 号線（十条Ⅲ期）用地説明会」を令和 8 年 8 月 28 日（金）、29 日（土）の 2 日間、北区立王子第三小学校（上十条 5-2-3）で開催しました。

開催日時	参加者数
令和 8 年 8 月 28 日（金）19:00～20:30	25 名
令和 8 年 8 月 29 日（土）13:30～15:00	18 名

計 43 名

◆主なご質問と回答

【物件調査に関すること】

Q 1 物件調査を行う具体的な時期は権利者ごとに決まっているのか。

A 1

- ・お配りしたアンケートに希望時期等を記載いただければ、なるべくご要望に沿って調査を進めさせていただきます。

【移転工法に関すること】

Q 2 建物の半分程度が計画線にかかるが、その半分を取り壊し、残りは存置となるのか。

A 2

- ・都の基準に基づき通常妥当と考えられる移転工法を認定し、切り取りが可能であれば切り取りを前提とした補償、不可能であれば建物全体を前提とした補償を行います。

【補償金の算定に関すること】

Q 3 土地の価格は毎年見直されるとのことだが、建物等の補償についても見直されるのか。

A 3

- ・建物等の補償についても毎年見直しを行っています。

【建物の解体に関すること】

Q 4 権利者が更地にして東京都に引き渡すとのことだが、更地の定義は何か。

A 4

- ・原則、各権利者様にて、建物の基礎まで撤去いただくようお願いいたします。

Q 5 解体は各権利者で行うとのことだが、業者を知らないため、東京都から紹介してほしい。

A 5

- ・都から特定の業者を紹介することは難しいため、ご自身でお探しいただく様お願いいたします。

Q 6 解体費用は、解体に要した金額を東京都に提示し、その分の補償を受けるということか。

A 6

- ・解体費用は、都の基準に基づき算定した額を補償いたします。

【副道整備に関すること】

Q 7 敷地が街路事業と土地区画整理事業（副道）の範囲の両方に跨っているが、契約はどのように進めるのか。

A 7

- ・両事業において、それぞれ契約が必要となります。街路事業の契約を先に進めることも、土地区画整理事業の進捗を待って同時期に契約を行うこともできます。今後の個別のお話合いの中で、各権利者様のご事情も伺いながら進めていきます。

【個別相談会に関すること】

Q 8 今後、街路事業について昨年度行ったような個別相談会は開催しないのか。

A 8

- ・個別相談会は予定していませんが、今後は物件調査等個別にお話合いを行うこととなりますので、その際に疑問点等があれば対応させていただきます。

【事業スケジュールに関すること】

Q 9 事業期間が令和 19 年度までとのことだが、これは工事の完了までという認識でよいか。

A 9

- ・令和 19 年度末の工事完了を目指して進めてまいります。

Q10 用地取得はいつまでに完了させる予定か。

A10

- ・各権利者様の事情等もあるため、用地取得の期限は現時点では未定です。用地取得が進み、ある程度道路が整備できる用地がまとまった箇所から工事に着手する予定です。